

**令和4年度**

**下野市学校教育計画**



**令和4年3月**

**下野市教育委員会**

# 目 次

## 概 要

I	下野市学校教育計画策定の趣旨	1
II	計画の位置付け	1
III	計画の期間	2
IV	下野市学校教育計画全体構想図	3

## 下野市学校教育計画

I	下野市学校教育目標	4
II	基底理念に基づく基本方針	4
III	努力目標・努力点	
	基底理念 ◎高い教育理念に基づいた創意ある教育活動の展開	6
1	「学ぶ力」を育む学習指導の推進	7
2	「豊かな心」を育む教育の推進	8
3	「健やかな体」を育む体育・健康・安全教育の推進	9
4	一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進	11
5	一人一人を大切にすると人権教育の推進	12
6	自分の生き方を考えるキャリア教育の推進	13
7	心の教育を踏まえた児童・生徒指導の推進	14
8	「学び」と「育ち」をつなぐ小中一貫教育の推進	16
9	情報リテラシーを身に付けさせる情報教育の推進	18

## I 下野市学校教育計画策定の趣旨

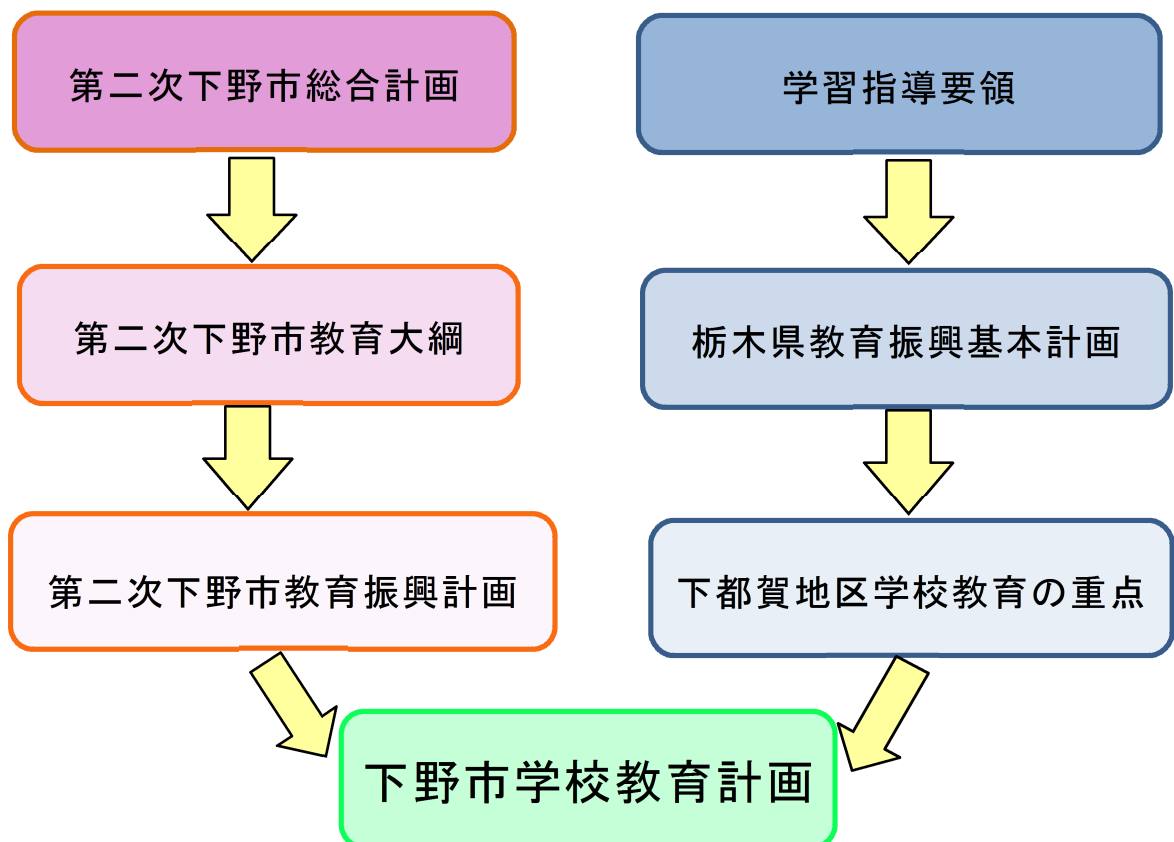
平成28年度に下野市行政の今後10年を見通した「第二次下野市総合計画」が策定されました。

これを受け、下野市教育委員会では、「第二次下野市教育大綱（令和3年度～令和7年度）」並びに、本市教育行政の基本的な方向性を示す「第二次下野市教育振興計画（令和3年度～令和7年度）」を策定し、中・長期的な展望をもち教育の振興を図っております。

「下野市学校教育計画」（以下本計画とする）は、学習指導要領の趣旨及び内容を確実に実践し、創意ある教育活動を展開することを目的としており、「栃木県教育振興基本計画」や、毎年度策定される「下都賀地区学校教育の重点」の基本的な考え方を受け、計画期間を1年として策定しているものです。

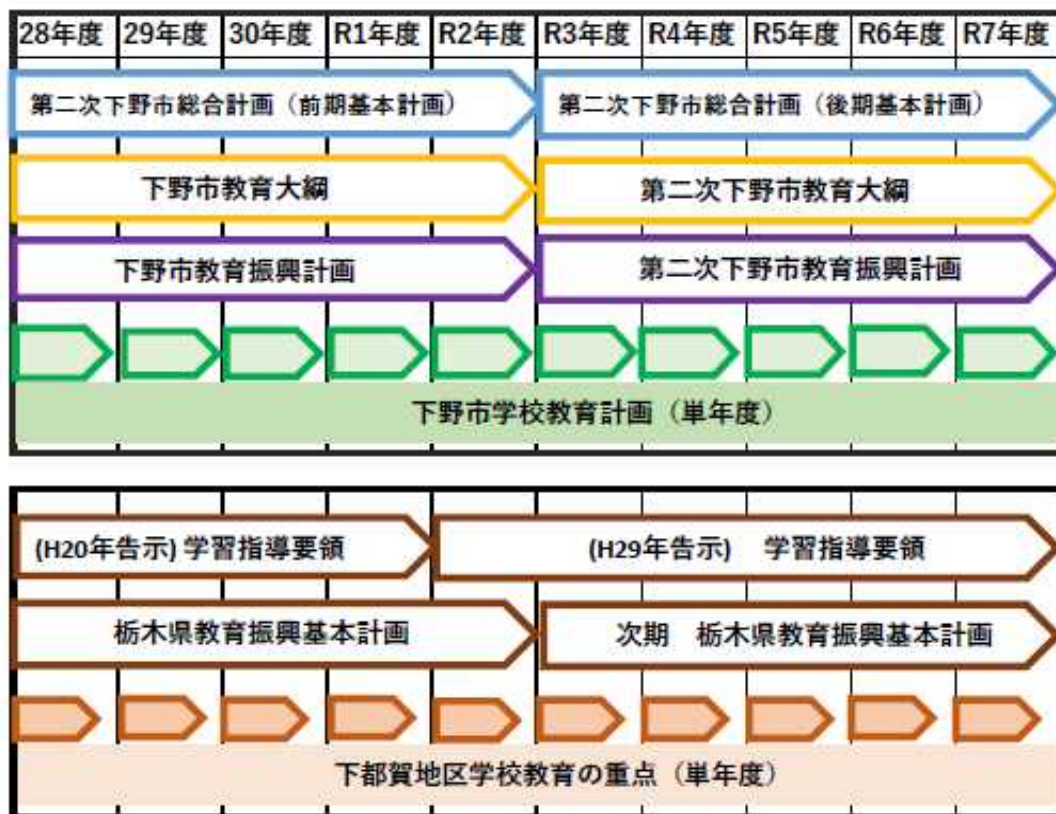
本計画では、ファミリーエ下野市民運動で提唱する「当たり前のことを、当たり前にする」をスローガンとし、知（学ぶ力）・徳（豊かな心）・体（健やかな体）のバランスの取れた児童生徒の育成とさらなる教育の質の向上を目指します。また、子どもたちが社会の一員として地域と触れ合い、ともに成長していく実践活動を推進します。

## II 計画の位置付け



### Ⅲ 計画の期間

「下野市学校教育計画」は単年度計画とし、社会情勢の変化や国・県等の施策の動向を踏まえ、毎年度計画を策定します。



## IV 下野市学校教育計画全体構想図

令和4年度は、「第二次下野市教育大綱」、「第二次下野市教育振興計画」に基づく実践の2年目であり、これまで市全体で取り組んできた小中一貫教育をさらに推進するとともに、学校運営協議会制度を生かした地域とともにある学校づくりを更に進めます。

下野市学校教育目標	
1	自主的に学び、主体的に問題を解決しようとする子どもを育てる。(知)
2	豊かな情操と道徳性を備え、礼儀正しい子どもを育てる。(徳)
3	自他の生命・人権を尊重し、強い意志と健康な身体をもつ子どもを育てる。(体)(高い人権意識)
4	勤労・奉仕の精神を理解し、すすんで社会のために尽くそうとする子どもを育てる。(勤労奉仕の精神)(他への貢献)
5	郷土の文化と伝統・自然に誇りをもち、自信をもって(国際)社会で活躍できる資質を備えた子どもを育てる。(郷土愛)(異文化理解)

### スローガン

「当たり前のことを、当たり前にする！」

### 基底理念

#### ◎高い教育理念に基づいた創意ある教育活動の展開

- (1) 創意ある学校経営の推進
- (2) 地域社会とともにある学校経営の推進
- (3) 教職員の資質・能力の向上

### 基本方針

#### 重点

- |   |   |
|---|---|
| 1 「学ぶ力」を育む学習指導の推進<br>(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善<br>(2) 校内研修の充実<br>(3) 自律的な学習習慣の確立            | 2 「豊かな心」を育む教育の推進<br>(1) 道徳教育の充実<br>(2) 読書活動の推進<br>(3) 体験活動の充実 |
| 3 「健やかな体」を育む体育・健康・安全教育の推進<br>(1) 体力向上を図る指導の充実<br>(2) 健康・安全教育の推進<br>(3) 望ましい食生活・食習慣形成のための食育の推進 |   |

4 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

5 一人一人を大切にする人権教育の推進

6 自分の生き方を考えるキャリア教育の推進

7 心の教育を踏まえた児童・生徒指導の推進

8 「学び」と「育ち」をつなぐ小中一貫教育の推進

9 情報リテラシーを身に付けさせる情報教育の推進

# 下野市学校教育計画

## I 下野市学校教育目標

下野市の学校教育は、知・徳・体のバランスの取れた児童生徒を育成するために、教職員のさらなる資質向上に努め、児童生徒の「学ぶ力」と、「豊かな心」、「健やかな体」の育成に努める。

- 1 自主的に学び、主体的に問題を解決しようとする子どもを育てる。(知)  
→ 基本方針1、4、9
- 2 豊かな情操と道徳性を備え、礼儀正しい子どもを育てる。(徳)  
→ 基本方針2、7
- 3 自他の生命・人権を尊重し、強い意志と健康な身体をもつ子どもを育てる。(体)(高い人権意識)  
→ 基本方針3、5、7
- 4 勤労・奉仕の精神を理解し、すすんで社会のために尽くそうとする子どもを育てる。(勤労奉仕の精神)(他への貢献)  
→ 基本方針6、8
- 5 郷土の文化と伝統・自然に誇りを持ち、自信をもって(国際)社会で活躍できる資質を備えた子どもを育てる。(郷土愛)(異文化理解)  
→ 基本方針2、8

## II 基底理念に基づく基本方針

学習指導要領の趣旨及び内容を確実に実施し、9年間の連続した教育活動の中で創意ある教育活動の展開を図る。

個々の教職員の創意と自発的な取組の姿勢を基調として、「生きる力」の涵養のため「学ぶ力」の育成と「心の教育」の充実及び「健やかな体」の育成を目指して、基底理念に基づく9項目の基本方針のうち1・2・3を重点とし、全校協働体制で目標の達成を図る。

### 基底理念

◎ 高い教育理念に基づいた創意ある教育活動の展開

- (1) 創意ある学校経営の推進
- (2) 地域とともにある学校経営の推進
- (3) 教職員の資質の向上

### 1 「学ぶ力」を育む学習指導の推進

- (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- (2) 校内研修の充実
- (3) 自律的な学習習慣の確立

### 2 「豊かな心」を育む教育の推進

- (1) 道徳教育の充実
- (2) 読書活動の推進
- (3) 体験活動の充実

### 3 「健やかな体」を育む体育・健康・安全教育の推進

- (1) 体力向上を図る指導の充実
- (2) 健康・安全教育の推進
- (3) 望ましい食生活・食習慣形成のための食育の推進

#### 4 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

- (1) 校内支援体制の充実
- (2) 通常の学級における特別支援教育の充実
- (3) 特別支援学級、通級指導教室の指導の充実
- (4) 早期からの一貫した就学支援の充実

#### 5 一人一人を大切にすると人権教育の推進

- (1) 教職員の人権教育に関わる資質・能力の向上
- (2) 全教育活動を通じた人権教育の推進

#### 6 自分の生き方を考えるキャリア教育の推進

- (1) 特別活動におけるキャリア教育の充実
- (2) 教育活動全体を通して行うキャリア教育の充実

#### 7 心の教育を踏まえた児童・生徒指導の推進

- (1) 全教育活動を通じた児童・生徒指導の推進
- (2) 全校体制による組織的な指導
- (3) 問題行動等に対する的確で迅速な対応
- (4) 学校と家庭が一体となった指導

#### 8 「学び」と「育ち」をつなぐ小中一貫教育の推進

- (1) 9年間を見通した教育活動の推進
- (2) 一貫した指導のための体制整備
- (3) 外国語・国際教育の推進
- (4) ふるさと学習の推進
- (5) 家庭教育の推進と地域との連携

#### 9 情報リテラシーを身に付けさせる情報教育の推進

- (1) 児童生徒の情報活用能力の向上
- (2) 教職員のICT活用能力の向上

SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「誰一人残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために令和 12 (2030) 年を年限として定めた 17 の国際目標です。

本市の小・中・義務教育学校においても、SDGs の考え方をもとに、持続可能な社会の担い手となることを目指した教育を進めます。



### Ⅲ 努力目標・具体策

※ □囲みは今年度の評価項目とする。

◎ 高い教育理念に基づいた創意ある教育活動の展開		
視 点	努 力 目 標	具 体 策
(1) 創意ある学 校経営の推 進	① 全職員が学校運営への参画意識をもち、共通理解の上で、教育活動を展開する。	ア 教育理念と方針を、全職員で共有し、学校や地域の実態を踏まえて学校運営に参画する。 イ 学校教育目標を理解し、教育活動を展開する。
	② 「特色ある学校」づくりを進める。	ア 全職員が地域や学校の実態に応じて、学習指導要領の趣旨やねらい、内容を具体化した「本校ならではの」教育課程を編成・実施する。 イ 全職員が9年間を見通した各種教育計画や各教科等年間指導計画の工夫・改善を図る。
	③ 教職員の特性を生かした組織運営を推進する。	ア 管理職は、校務分掌における教職員の適正な配置に努める。 イ 教職員は信頼し合い、認め合い、同僚性を高める。
(2) 地域とともにある学校経営の推進	① 地域の信頼に応える学校づくりを進める。	ア 積極的に学校の教育活動を公開し、保護者・地域住民の理解と協力を得る。 イ ホームページ、学校だより、一斉メール等を活用し、保護者・地域への情報発信に努める。 ウ 学校運営協議会の組織や協議内容を活用した教育活動を推進する。
	② 地域の教育力を生かした学校づくりを進める。	ア 地域の人材や教育資源を有効に活用した交流活動や体験活動、学習活動（「ふれあい学習」）を積極的に推進する。 イ 登下校の見守り体制など、家庭・地域の人々とともに、児童生徒が安心して学校生活を送れるように努める。
(3) 教職員の資 質・能力の 向上	① 教職員の人権意識、規範意識の高揚を図る。	ア 体罰やいじめ等が、児童生徒の人権を侵害する行為であることを強く認識するため、定期的に人権に関する研修を行う。 イ 規範意識を高め、教育公務員としての職責の重さを強く自覚し、信頼される教職員を目指す。
	② 現職教育の充実を図る。	ア 教職員の資質や指導力の向上を図るために、組織的、計画的な研修体制をつくる。 イ 要請訪問やS&Uコラボ事業（下野市教育委員会と宇都宮大学教育学部との連携研修事業）等を活用して、学校課題や小中一貫教育実践研究等に関する研修を系統的に実施する。
	③ 研究と修養に努め、指導力の向上を図る。	ア 教職員一人一人が課題意識をもち、各種研修会に参加するなど自己研鑽に努める。



1 「学ぶ力」を育む学習指導の推進		
視 点	努 力 目 標	具 体 策
(1) 主体的・対 話的で深い 学びの実現 に向けた授 業改善	① 指導計画や指導方法の工夫改善を図る。	ア 学習の見通しや振り返りの場面の設定の仕方、子どもたちが考える場面と教師が教える場面の組み立て方など単元(題材)全体の構成を工夫する。 イ 単元(題材)全体や毎時間の中で身に付けさせたい力を明確にし、児童生徒の体験と関連付けたり、これまでの学習内容を想起させたりするなどねらいの示し方を工夫する。 ウ 問題を見いだし解決に向かったり、考えを形成したり表現したりするなどの学習過程を重視し、内容や場面に応じた指導方法を工夫する。
	② 言語活動や体験活動の充実を図る。	ア 言語活動や体験活動を年間指導計画に計画的、系統的に位置付ける。 イ 単元や題材のねらいに応じた言語活動の充実を図り、学び合いを通して、一人一人の思考を広げたり、深めたりする場を確保する。
	③ 指導と評価の一体化を図り、授業改善に生かす。	ア 指導の改善・充実のため、全校体制で評価計画(評価規準、場面、方法)の共通理解を図る。 イ 本時のねらいを基に、何が身に付いたのか自覚したり、新たな課題を見付けたりできるよう、確認問題に取り組みせるなど振り返る活動を工夫する。 ウ 評価規準を基に、ねらいの実現状況を適切に評価し、個に応じた支援を行う。
(2) 校内研修の 充実	○ 教職員の研修意欲を高め、資質の向上を図る。	ア 学校の実態を基に課題を重点化・焦点化し、全教職員の協働による計画的、継続的な校内研修を実施する。 イ 全国や県の学力調査の結果等を基に、全教職員で現状と課題を共有するとともに、学校課題との関連を図りながら学力向上改善プランを実践する。
(3) 自律的な学 習習慣の確 立	○ 児童生徒の学習習慣の確立を図る。	ア 「家庭学習の手引き」等を活用し、学習計画の立て方や家庭での学習方法を発達段階に応じて指導する。 イ 授業内容と関連のある家庭学習ができるよう、宿題の出し方や予習・復習のさせ方を工夫する。 ウ 家庭の協力を得られるよう、学習に関する情報を保護者へ積極的に発信する。

2 「豊かな心」を育む教育の推進		
視 点	努 力 目 標	具 体 策
(1) 道徳教育の 充実	① 教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実を図る。	<p>ア 校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に、道徳教育の重点目標を明確にし、指導内容を重点化する。</p> <p>イ 全体計画や別業及び年間指導計画を活用し、各教科等の目標と道徳教育との関連や小中一貫教育との関連を図る。</p> <p>ウ 「とちぎの子どもたちへの教え」や「ファミリー下野市民運動」を踏まえて道徳性の育成に努める。</p> <p>エ 家庭や地域の理解・協力を得られるよう、学校だよりやHP等を通して道徳教育の方針を発信する。</p>
	② 道徳教育の要としての、道徳科の授業の充実を図る。	<p>ア 授業時数を確保し、年間指導計画等に他の教育活動との関連を明確にした上で、9年間を見通した計画的、発展的な指導を行う。</p> <p>イ 道徳科の授業におけるねらいを明確にし、児童生徒の思考を深める発問や話し合いなどを工夫する。</p> <p>ウ 道徳科における評価の意義を理解するとともに、児童生徒の成長を認め励ますなど、評価の方法を工夫する。</p>
(2) 読書活動の 推進	① 学校図書館の活用を図る。	<p>ア 学校図書館教育担当を中心に、全職員が協力しながら環境を整備する。</p> <p>イ 図書支援員と連携し、授業やその他の場面における学習活動を通して計画的、継続的に学校図書館を利活用する。</p> <p>ウ 市の図書館との連携・協力を密にする。</p>
	② 読書の習慣化を図る。	<p>ア 一斉読書活動の時間等を定期的に設ける。</p> <p>イ 家族で読んだ本や新聞記事について話し合ったり、好きな本を紹介し合ったりする「家読(うちどく)」を奨励する。</p>
	③ 自主的、自発的な読書活動を啓発する。	<p>ア 委員会による読書集会や児童生徒の運営による読み聞かせなど、児童生徒が主体となった読書活動をする機会を設ける。</p> <p>イ 図書の紹介やビブリオバトルなど、読書への関心を高める活動を積極的に取り入れる。</p>
	④ 新聞を活用した学習活動の充実を図る。	<p>ア 「下野市新聞の日」をはじめ、新聞を活用した学習活動を積極的に取り入れる。</p> <p>イ 学校図書館等に新聞コーナーを設けるなど、児童生徒が新聞に慣れ親しめるよう環境を整備する。</p>
(3) 体験活動の 充実	○ 体験活動の機会の確保と充実を図る。	<p>ア 地域の方々との交流、自然体験活動、職場体験活動、奉仕活動などを、意図的、計画的に実施する。</p> <p>イ 異年齢との交流活動を積極的に設けるなど、自己有用感を高め、社会性を育む機会を確保する。</p>

3 「健やかな体」を育む体育・健康・安全教育の推進		
視 点	努 力 目 標	具 体 策
(1) 体力向上を 図る指導の 充実	① 教科体育では、発達段階に応じて指導内容の重点化を図る。	ア 単位時間ごとに身に付けさせたい力を明確にし、「体を動かす楽しさ」「できる喜び」を実感させるとともに、活動量に満ちた授業を実践する。 イ 各学校の実態把握に努め、体づくりの運動等の内容を工夫し、体の基本的な動きを身に付けたり、身体の動きを高めたりする指導を行う。
	② 教育活動全体を通して生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成を図る。	ア 体力向上の大切さやスポーツの楽しさを実感できるよう指導を工夫する。 イ 部活動においては、「下野市部活動の方針」に基づき、事故・けが等の予防を徹底するとともに、児童生徒の円滑な人間関係を構築し、人権に配慮したきめ細やかな指導を行う。 ウ 教科体育以外にも運動に親しむ機会を確保し、体力の向上を図る。 エ 地域の人材や施設、行事を効果的に活用する。
(2) 健康・安全 教育の推進	① 生涯にわたって主体的に健康な生活を実践することのできる資質や能力の育成を図る。	ア 学校保健計画に基づき児童生徒の健康状態を把握し、学校保健委員会での話題を積極的に発信するなどして、家庭や地域との連携を図る。 イ 性に関する指導、薬物乱用防止教育、感染症の予防対策等に関する教育を計画的に実施するとともに、外部機関と連携した取組を充実させる。 ウ 心身の機能の発達について理解を深め、互いを尊重する態度や行動がとれるよう、発達の段階に応じて指導する。
	② 生涯にわたって主体的に安全な生活を実践することのできる資質や能力の育成を図る。	ア 「自分の命は自分で守る」意識を高めるために、学校安全計画に基づき計画的、系統的に安全教育を実施する。 イ 危機管理マニュアルを活用し、児童生徒のけが・病気発生時の対応を確認するとともに、学校の実態に応じた実効性のある避難訓練等を計画的に実施する。
(3) 望ましい食 生活・食習 慣形成のた めの食育の 推進	① 食に関する指導の充実を図る。	ア 食に関する年間指導計画に基づき、栄養教諭、学校栄養職員や外部専門機関等を活用して、専門性を生かした食育と衛生指導の機会を設ける。 イ 給食の時間を中心に、児童生徒が食に親しみ、望ましい食習慣を形成できるような指導を行う。
	② 家庭への食育に関する啓発の推進を図る。	ア 授業参観や給食試食会、学校保健委員会、市食育推進事業等（食育だより等）を活用し、望ましい食習慣、バランスのとれた朝食の摂取について、保護者へ周知する。

	<p>③ すべての児童生徒が安全・安心に食事ができるよう万全な指導体制を整える。</p>	<p>ア 事故防止のため、各校の食物アレルギー対応委員会で、児童生徒一人一人についての対応を検討し、全職員が児童生徒の情報を共有する。</p> <p>イ 食物アレルギーやエピペン®に関する研修等を通して、学校全体で危機管理意識を高める。</p> <p>ウ 安全・安心な給食を提供するため、日常の衛生面・安全面の指導を徹底する。</p>
--	--	---

4 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進		
視 点	努 力 目 標	具 体 策
(1) 校内支援体制の充実	○ 校内支援体制の機能を高める。	ア 特別支援教育推進計画(第二次)に基づき、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心に全職員で児童生徒の指導・支援に当たる。 イ 個別の教育支援計画に基づいた指導や支援の改善に向けて、成果と課題を定期的に評価する。 ウ 保護者や関係機関との連携を図り、同一歩調で支援に当たることができるよう、情報共有を密に行う。
(2) 通常の学級における特別支援教育の充実	○ 指導内容や指導方法を工夫・改善し、適切な指導と必要な支援を行う。	ア 児童生徒が、自己肯定感や自己有用感を味わい、自信を育てられるよう、安心感を高める指導・支援を行う。 イ 障がいのある児童生徒については、その特性を十分に理解し、個別の教育支援計画を活用して、合理的配慮の提供等、必要な支援について共通理解を図り、適切な指導を行う。 ウ 関係機関等の助言や研修を生かし、通常の学級で行うべき指導・支援について理解を深める。
(3) 特別支援学級、通級指導教室の指導の充実	○ 障がいの特性や状態に応じて指導内容を精選し、指導方法を工夫する。	ア 在籍児童生徒の発達の状態や障がいの特性を十分に把握した上で、特別な教育課程を編成し実施する。 イ 見通しのある一貫した指導・支援を行うために、在籍児童生徒全員について保護者との連携のもと個別の教育支援計画を作成・活用する。 ウ 交流及び共同学習では、通常の学級との連携を図り、ねらいを明確にして計画的に実施する。
(4) 早期からの一貫した就学支援の充実	① 適切な就学相談や個別の教育支援計画等を活用した支援情報の確実な引き継ぎを行う。	ア 校長や特別支援教育コーディネーターを中心に、児童生徒の教育的ニーズや保護者の考えの把握に努め、合意形成を図りながら適切な就学支援を行う。 イ 市就学支援委員会や市学校教育サポートセンター、医療機関、市福祉部等の関係機関と積極的に連携し、専門家からの意見を就学相談や支援に生かす。 ウ 個別の教育支援計画等を活用し、学年間とはもとより、幼小、小中、中高と異校種間で、支援情報を円滑に引き継ぐ。
	② 保護者や地域への理解促進、啓発を図る。	ア 通常の学級における支援を含めた特別支援教育の取組について、各種たよりやホームページ、保護者会等で積極的に発信する。

5 一人一人を大切にす人権教育の推進		
視 点	努 力 目 標	具 体 策
(1) 教職員の人権教育に関わる資質・能力の向上	○ 教職員一人一人が人権意識・人権感覚の高揚を図る。	ア 人権尊重の理念（自他の大切さを認める）についての理解を深め、自らの人権感覚を磨く。 イ 子どもの人格を認め、人権に配慮した言葉かけや対応に努める。
(2) 全教育活動を通じた人権教育の推進	① 自己有用感を高める指導の充実を図り、豊かな人間性を育む。	ア 道徳教育との関連を図った教育活動を充実させるため、高齢者や障がい者等との交流など、多様な体験活動を取り入れる。 イ 自他の良さを認め合える学級経営や、児童生徒が互いに思いやり、信頼し合える雰囲気や環境を作る。
	② 人権意識を高める指導の充実を図る。	ア 各学校の実態に応じて設定した人権教育の重点や育てたい資質・能力を明確にして指導する。 イ 各教科等と人権教育との関連や、年間指導計画における位置付けを確認し、人権意識を高める指導を充実させる。 ウ 「直接的指導」(※)についての理解を深め、人権教育との関連を明確にした授業を実践し、共感的理解を図る指導や、明るい展望のもてる指導を行う。
	③ 啓発活動を推進する。	ア 人権週間での取組や人権に関する様々な活動について、各種たよりを通じて情報提供を行う。 イ 教職員と保護者が参加できるような研修会等を行い、社会教育との連携を図った啓発活動を行う。

※人権教育の具体的な指導として、基底の指導、直接的指導、間接的指導 があります。

「基底の指導」・・・教育活動全体を通じて、相手の立場に立ってものごとを考え、行動したり、温かい思いやりで満ちた人間関係を築いたりするとともに、生活上の不都合や矛盾に気づき、これを自分たちの問題としてとらえ、協力して解決していこうとする力を育てる常時指導。

「直接的指導」・・・各教科等の授業において、様々な人権問題を取り上げ、各教科等の目標を達成するとともに、自他の人権を尊重し、人権に関わる様々な問題を主体的に解決し、人権尊重の社会を築いていこうとする資質や能力を育成するなど、人権教育のねらいを達成する指導。

「間接的指導」・・・直接的指導以外の授業を通じ、各教科等本来の目標を達成する中で、「育てたい資質・能力」につながる科学的・合理的なもの見方・考え方、豊かな感性などの資質や能力を育てる指導。

6 自分の生き方を考えるキャリア教育の推進		
視 点	努 力 目 標	具 体 策
(1) 特別活動に おけるキャ リア教育の 充実	① 集団活動を通して、人間関係形成能力や意思決定能力の育成を図る。	<p>ア よりよい人間関係や居がいのある学級集団づくりを目指した学級活動を意図的、計画的に実施する。</p> <p>イ 各学校行事等では事前・事後の指導の充実を図り、特に事後の指導において自分の良さや可能性に気付かせ、学びの手応えを実感できるように振り返りを充実させる。</p> <p>ウ 異年齢や異校種間での集団活動や交流を通して、自尊感情を育て、よりよい人間関係や社会性の育成に努める。</p>
	② 自分の生き方や働くことの大切さを考えさせる機会の充実を図る。	<p>ア 自身の成長や変容を自己評価したり、将来の社会生活や職業生活を展望したりする活動を充実させるために、キャリア・パスポートを作成し、活用する。</p> <p>イ 勤労の尊さを感じさせ、社会の一員としての自覚を深めさせられるよう、家庭や地域と連携し、ボランティア活動や職場体験活動等を実施する。</p> <p>ウ 自分の生き方や勤労についての考えを一層深められるよう、道徳教育との関連を図る。</p>
(2) 教育活動全 体を通して 行うキャリ ア教育の充 実	○ 地域の実状や児童生徒の実態を踏まえ、キャリア教育担当者を中心に、組織的、系統的な指導の充実を図る。	<p>ア 学習内容と将来の職業や生活とを関連付け、適切な情報を収集・整理し、主体的に将来の生き方を考えたり決定したりできるよう、指導・支援を行う。</p> <p>イ 各教科等の全体計画や年間指導計画を工夫・改善し、自己の生き方を考える時間を充実させる。</p> <p>ウ 保護者と連携したキャリア教育を推進するために、保護者に対して適切な情報を提供する。</p>

7 心の教育を踏まえた児童・生徒指導の推進		
視 点	努 力 目 標	具 体 策
(1) 全教育活動を通じた児童・生徒指導の推進	① 善悪の判断力の育成を通して、規範意識や倫理観の確立を図る。	ア 各中学校区で情報を定期的に共有し、児童生徒の実態に即して、基本的な生活習慣と規範意識を身に付けさせる指導を行う。 イ 児童生徒の判断力を育成するため、善悪について考えさせる場を意図的に設ける。
	② 望ましい人間関係づくりを図る。	ア 児童生徒一人一人との関わりを大切にし、確かな信頼関係を築く。 イ 児童生徒が自己有用感を高められるよう、互いに認め合い、協力し合う場を意図的、計画的に設定する。 ウ 特別支援教育の視点に立ち、児童生徒理解を深め、一人一人の特性に応じた指導・支援を行う。
(2) 全校体制による組織的な指導	① 指導のための組織の強化を図る。	ア 校長のリーダーシップの下、迅速で緊密な報告、連絡、相談を徹底する。 イ 児童指導主任、生徒指導主事等を中心として、情報交換や事例研究、校内研修等を行い全職員の共通理解の下、組織的な指導を行う。
	② 教育相談の充実を図る。	ア 児童生徒理解に努めるとともに、いじめや不登校の予兆をとらえられるよう、計画的な教育相談と積極的な希望相談を実施する。 イ 家庭との連携を図り、児童生徒の願いや不安、悩みを共有できる協力体制を築くために、家庭訪問や面談等を適切に実施する。
(3) 問題行動等に対する的確で迅速な対応	① いじめ、暴力行為等への組織的対応を図る。	ア 下野市いじめ防止基本方針を踏まえた学校いじめ防止基本方針を年度始めに広く周知するとともに、校内で共通理解を図る。 イ 定期的にいじめに関するアンケート等を実施し、その結果を複数の教職員で確認するなど、組織的にいじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。 ウ いじめ、暴力等を許さない強い信念をもち、児童生徒や保護者からの信頼を得られるよう、迅速かつ誠意ある対応に努める。 エ 発達段階に応じて、SNSによるいじめについて具体的に考える機会を設け、いじめを抑止する。 オ 緊急かつ重大な事態に対しては、問題行動への対応ルール等に基づき、学校内での組織的対応に加え、教育委員会へ報告するとともに関係諸機関とも連携し対応する。



	<p>② 不登校への組織的対応を図る。</p>	<p>ア 不登校の予兆の発見や予防を心掛け、早期発見・早期対応に努める。</p> <p>イ 悩みや不安、ストレスを抱える児童生徒の小さなサインを見逃さないよう、各種検査・調査を活用し、職員間で連携して対応する。</p> <p>ウ いじめ・不登校等の対策委員会が中心となり、市学校教育サポートセンターやこども福祉課等、関係機関と連携を深めながら、方針と役割を明確にして対応する。</p>
<p>(4) 学校と家庭が一体となった指導</p>	<p>① 学校と家庭が情報を共有できるよう、協力体制の強化を図る。</p>	<p>ア 日常の児童生徒の様子について日頃から情報共有できるよう、各種たよりや連絡帳等を積極的に活用する。</p> <p>イ 保護者が相談しやすい体制を整える。</p>
	<p>② 学校間や関係機関との連携の強化を図る。</p>	<p>ア 児童生徒の理解を深めるとともに、問題行動等の未然防止に努め、幼小、小中、中高の連携を図る。</p> <p>イ 市学校教育サポートセンターやスクールカウンセラー等との情報交換を定期的に行う。</p>
	<p>③ ネットトラブルの未然防止を図る。</p>	<p>ア 外部講師を招聘しての講習会を開催する等、家庭や地域とともに情報モラルを学ぶ機会を設定する。</p> <p>イ インターネット上のいじめや人間関係のトラブルを未然に防ぐために、コンピュータやスマートフォン等の適切な利用の仕方を家庭と連携し指導する。</p> <p>ウ 保護者と連携して児童生徒の自己指導能力を育成するために、学級活動や各教科、集会や保護者会等で、「ネット利用のあたりまえ(「4つの大丈夫?」) ダイジェスト版」等を活用する。</p>

8 「学び」と「育ち」をつなぐ小中一貫教育の推進		
視 点	努 力 目 標	具 体 策
(1) 9年間を見通した教育活動の推進	○ 小中のつながりのある指導方法や指導内容を意識した教育活動を推進する。	ア 自分たちの生活をよりよくするために主体的に行動できる子どもを育てるとともに、思いやりや上級生へのあこがれの気持ちを育むために、小中合同の交流活動および下野市子ども未来プロジェクトを充実させる。 イ 目指す子ども像の具現化を図れるよう、各中学校区の実践研究課題をもとに、特色ある教育活動を展開する。
(2) 一貫した指導のための体制整備	○ 各中学校区において小中一貫教育推進についての共通理解を図る。	ア 小中一貫の日を活用し、各部会や研究チームにおける計画、実践、振り返りに基づく取組を進め、成果や課題を中学校区全体で共有する。 イ 各中学校区における共通の指導事項等を、各校の教育計画や年間指導計画等へ位置付ける。
(3) 外国語・国際教育の推進	① 小中の学びをつなぐ指導の充実を図る。	ア 聞くこと、話すことを中心とした豊かなコミュニケーション活動を体験させる。 イ 各学校の学習到達目標をもとに子どもの達成状況を確認し、指導の改善・充実に努める。 ウ ふるさとに誇りをもち、自分の思いや考えを発信できるよう、「しもつけ未来学習」テキストの活用を図る。
	② グローバル化に対応した国際教育の充実を図る。	ア 日本や外国の文化に触れ、多様なものの見方や考え方があることに気付けるよう体験的な活動を取り入れる。 イ 人との関わりを通して、互いを認め合い、自分の意見や考えを発信する活動を充実させる。
(4) ふるさと学習の推進	① 郷土への理解を深め、ふるさとを愛する心の育成を図る。	ア 市文化財課などの関係機関等との連携、下野薬師寺歴史館・しもつけ風土記の丘資料館等の見学や「下野市文化財バーチャルミュージアム」等の関連サイトの活用により、郷土の理解を深める指導を行う。 イ ふるさとへの誇りや愛着を育てるため、下野市の歴史、文化財、自然、特産品などについて、体験活動（ふくべ細工等）を通して学ぶ機会を設け、関係機関や地域の人々と連携する。 ウ 市や地域の行事、市政などへの関心を高めさせるために、市の広報誌やホームページを活用する。

	<p>② 地場産の食材、伝統的な郷土料理や行事食を生かした食育の推進を図る。</p>	<p>ア 地域の食材や食文化の理解を深めさせるために、地場産の食材を使用した給食「しもつけいっぱいデー」を実施する。</p> <p>イ 食育の授業や給食だよりを通して、地域に伝わる優れた食文化について学ぶ機会を設ける。</p>
<p>(5) 家庭教育の推進と地域との連携</p>	<p>○ 地域とともにある学校への理解を深め、学校・家庭・地域が協働し、さらなる連携を図る。</p>	<p>ア 地域連携教員を中心として、地域の教育力を活かし、家庭教育学級を実施するなど、組織的な取組を行う。</p> <p>イ 各中学校区における小中一貫教育への取組を、学校ホームページや学校だより、学校運営協議会だより等に掲載し、積極的な情報発信を継続し、家庭・地域との連携を図る。</p> <p>ウ 学校運営協議会を生かし、地域と連携した教育活動を推進する。</p>

9 情報リテラシーを身に付けさせる情報教育の推進		
視 点	努 力 目 標	具 体 策
(1) 児童生徒の 情報活用能 力の育成	① 児童生徒の実態に応じた情報モラル教育を推進する。	<p>ア 情報教育年間指導計画に基づき情報モラルに関する指導を各教科等に位置付けて、系統的な指導を行う。</p> <p>イ 情報モラルに関する指導資料等を活用し、情報通信機器の安全な利用について、保護者と連携した指導を行う。</p> <p>ウ 情報技術やサービスの最新情報の入手に努めるとともに、児童生徒のインターネットの使い方等の実態を把握し、指導に生かす。</p>
	② 児童生徒のプログラミング的思考力を系統的に育成する。	<p>ア プログラミング教育を各教科等の年間指導計画へ位置付ける。</p> <p>イ 実践事例等を参考にして、プログラミング教育を計画的に行う。</p>
	③ ICTの基本的な操作能力及び問題解決・探究において情報を活用する力を育成する。	<p>ア 児童生徒が1人1台のタブレット端末を有効に活用できるよう、個に応じた指導の工夫に努める。</p> <p>イ ICTの基本的な操作について、発達段階に応じた系統的な指導を行う。</p> <p>ウ 各教科等において、インターネット、図書、各種の統計資料、新聞等の情報手段を活用した問題解決的な学習を取り入れる。</p>
(2) 教職員の ICT活用 能力の向上	① 教職員一人一人の情報モラルの向上を図る。	<p>ア 市の規程等に基づき、情報セキュリティ及び情報管理についての認識を高め、個人情報保護・管理を徹底する。</p> <p>イ 著作権法など法令を遵守した教育活動を行う。</p>
	② ICTを積極的に活用し、わかる授業の実践に努める。	<p>ア 情報教育担当者を中心にタブレット端末や電子黒板、デジタル教科書活用等に関する校内研修を積極的に行う。</p> <p>イ ICTの効果的な活用についての視点を入れた授業研究会を設け、活用の場面や効果について検討し、全校体制でICTを活用した授業力向上に努める。</p>
	③ 校務支援システム等を有効に活用し、校務の効率化や学校の情報発信に努める。	<p>ア 市教育情報ネットワーク（けやきネット）等を活用し、保護者や地域への情報発信を積極的に行う。</p> <p>イ 校務支援システムやホームページ作成システム、「たすかるくん」等を有効に活用し、校務の効率化を図る。</p>



